

令和7年12月4日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、令和7年10月30日付け（同年11月4日受付）司法行政文書の開示に関する苦情の申出書に記載のとおり主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

会計検査院実地検査について（令和7年5月頃の事務連絡）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示申出について、同年10月14日付で、不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 最高裁判所は、本件開示申出に対し、文書の存否を答えることにより、不開示情報である、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、検査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び検査に係る事務に關し正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第6号柱書及び同号イに相当）を開示することになるため、当該司法行政文書の存否を明らかにしないで不開示の判断をした。

本件開示申出がされた時点においては、令和6年度決算検査報告が内閣に送

付されていなかったため、本件開示申出に係る文書は、現に検査を実施中である現検査年次の検査箇所に対する実地検査の実施状況等（実施の有無等）に関する文書であったと言える。よって、本件開示申出に係る文書の存否を明らかにすると、実地検査の実施状況等（以下「本件存否情報」という。）を開示することになり、検査事務の適正な遂行等を阻害する可能性がある。したがって本件存否情報は、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、検査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び検査に係る事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報（法第5条第6号柱書及び同号イ）に相当する（平成18年3月29日会計検査院長決定「情報公開請求に対する審査基準」記第4の2）。

- (2) 苦情申出人は、本件開示申出に係る文書と同趣旨の文書が以前に開示されていることからすれば、本件開示申出に係る文書の存否 자체が不開示情報に該当するとは言えない旨を主張するが、本件開示申出に係る文書の存否 자체が不開示情報に該当とした理由は上記のとおりである。
- (3) よって、原判断は相当である。